

総務教育常任委員会資料

(平成27年5月20日)

[件 名]

- 1 住民監査請求について 1

監 査 委 員 事 務 局

4
D

1
E

2

住民監査請求について

平成 27 年 5 月 20 日
鳥取県監査委員事務局

4月17日(金)に山根^{やまねかずのり}一典氏他8名から地方自治法第242条第1項に基づく鳥取県職員措置請求書が提出され、4月22日(水)に開催した監査委員協議会において受理することを決定しました。

1 請求の要旨

- (1) 「平成24年度財団法人鳥取県環境管理事業センター産業廃棄物最終処分場整備推進補助金」3,500万円について、事業が完了もしていないのに、補助金額の確定を行い補助金を支払ったことは不当である。
- (2) 「平成24年度財団法人鳥取県環境管理事業センター産業廃棄物最終処分場整備推進補助金」の補助率を2/3と決定しているにもかかわらず、追加調査として平成25年4月8日に行った「地下水流向等調査業務委託契約」について、補助率100%の「平成25年度公益財団法人鳥取県環境管理事業センター運営費補助金」により1,100.4万円を支払ったことは不当である。
(注：財団法人鳥取県環境管理事業センターは、H25.4.1に公益財団法人へ移行した。)
- (3) 不完全な環境影響調査書(案)により自治会説明、住民説明を行い、それぞれの関係者に損害(参加した際に要した経費)を与えた。

(措置請求)

監査委員は、平井伸治鳥取県知事及び中山貴雄生活環境部長に対して、補助金の返還措置と損害賠償の処置を要求すべきことを請求する。

2 受理の判断

上記請求内容のうち、(1)については地方自治法第242条の住民監査請求としての適格性を有すると判断し、受理することとした。

なお、(2)については、現時点では証する書類の提出がないため証拠書類の提出により必要に応じて監査を行う。(3)については、不適格のため監査しない。

3 監査の実施

監査委員は、受付日(4月17日(金))から60日(6月16日(火))以内に監査及び勧告を行う。

[監査の流れ]

- (1) 証拠の提出・陳述 (5月14日(木)に実施)
- (2) 監査委員の監査 (容認(勧告)、棄却等)
- (3) 監査結果の通知・公表

※議会・知事等に勧告を行った場合は、必要な措置を講じるとともに、その措置状況を監査委員に通知することとされている。

[参考]

- 請求人は、監査の結果若しくは勧告に不服がある場合又は議会、長その他の執行機関等の措置に不服がある場合等には、地方自治法第242条の2の規定により、当該監査等の通知があった日から30日以内に裁判所に住民訴訟を提起できることとされている。
- 住民監査請求制度の概要については、別紙のとおり

住民監査請求制度の概要

平成 27 年 5 月 20 日
鳥取県監査委員事務局

1. 住民監査請求制度について

(1) 制度の目的

住民監査請求は、地方公共団体の住民が、長（知事等）、委員会や職員による公金の支出、財産の管理、契約の締結などの財務会計上の行為が違法若しくは不当であると認めるとき、このことを証明する書面を添えて、監査委員に対し監査を求め、必要な措置を講ずるべきことを請求するものです。

この制度は、住民の請求により違法若しくは不当な行為を止めさせたり、改めさせたり、これによって生じた損害を回復させることによって、地方公共団体の財務面における適正な運営を確保し、住民全体の利益を擁護することを目的とするものです。

(2) 制度の特徴

- ア 住民であれば1人でも請求できます。
- イ 請求できる内容は、財務会計上の行為に限定されています。
- ウ 請求のあった日から60日以内に結果が出されます。
- エ 監査の結果等に不服がある場合は、住民訴訟が提起できます。

(3) 請求の要件（根拠法令：地方自治法第242条）

監査請求ができるのは、次のような財務会計上の行為です。

ア 違法若しくは不当な (1)公金の支出 (2)財産の取得、管理、処分 (3)契約の締結、履行 (4)債務その他の義務の負担(予算に基づかない借入等)

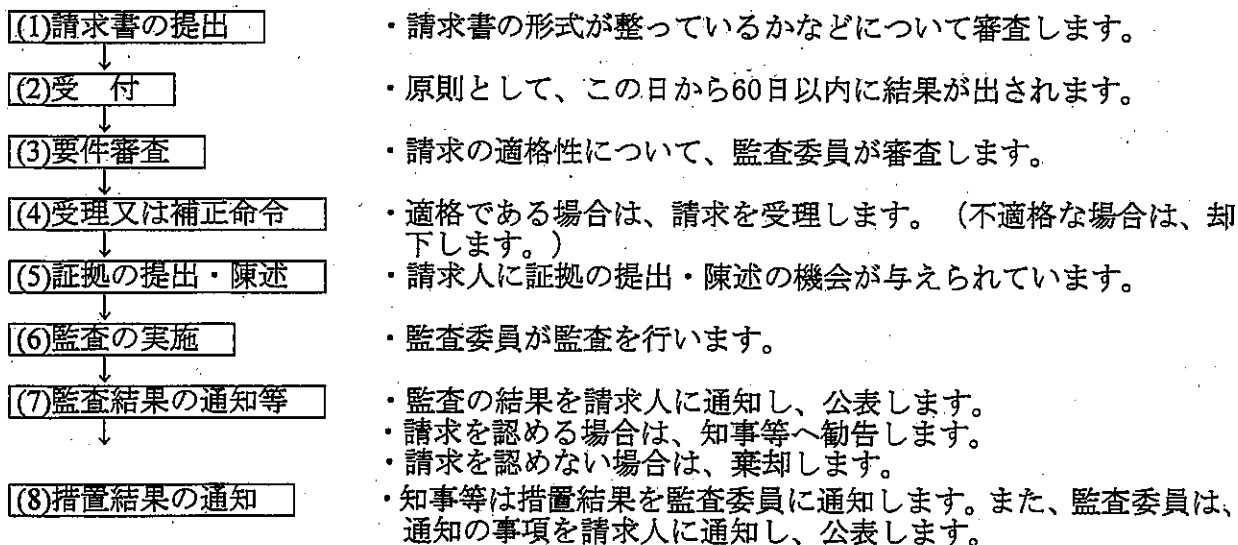
イ 違法若しくは不当に (1)公金の賦課、徴収を怠る事実 (2)財産の管理を怠る事実

ウ 上記アの行為が行われることが相当の確実さで予測される場合

また、監査請求には、請求の対象となる行為を具体的に記載した「事実を証する書面」を添付することが必要です。

なお、正当な理由がある場合を除き、当該行為のあった日又は終わった日から1年を経過したときは監査請求することができません。（上記の「イ」を除く。）

2. 住民監査請求の流れ



（住民訴訟の提起）―― 根拠法令：地方自治法第242条の2

請求人は、次に掲げる場合は訴訟を提起できる。

- (1) 監査委員の監査の結果又は勧告に不服がある場合
（監査結果の通知があった日から30日以内）
- (2) 監査委員の勧告を受けた知事等の措置に不服がある場合
（当該措置に係る監査委員の通知があった日から30日以内）
- (3) 監査委員の勧告を受けた鳥取県議会、知事が措置を講じない場合
（当該勧告に示された期間を経過した日から30日以内）